



移住就業支援補助金交付事業

最終更新日：2023年6月1日

県外から本町に移住し就業又は起業等する方に移住就業支援補助金を交付します。

1. 補助金の交付要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

【移住に関する要件】

- 1) 本町に住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、県外に在住していたこと。
※ただし就業に関する要件中、中小企業への就業、専門人材、テレワークを活用した移住、企業等の場合は東京圏、大阪圏、名古屋圏に在住していたこと。
- 2) 本町に住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと。
※ただし就業に関する要件中、中小企業への就業、専門人材、テレワークを活用した移住、企業等の場合は東京圏、大阪圏、名古屋圏に在住していたこと。
- 3) 令和元年10月10日以降に転入したこと。
- 4) 補助金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以上であること。
- 5) 本町に補助金申請日から5年以上継続して居住する意思があること。
- 6) 申請日において、町税等の滞納がないこと。
- 7) 暴力団員でない、又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

【就業に関する要件（中小企業への就業の場合）】

- 1) 県が運営する移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人による就業で、かつ勤務地が東京圏、大阪圏及び名古屋圏以外であること。
- 2) 3親等以内の親族が代表者等、経営を担う職務を務める企業の就業でないこと。
- 3) 週20時間以上の無期雇用契約での就業で、申請時において3ヶ月以上在職し、補助金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- 4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

【就業に関する要件（専門人材の場合）】

- 1) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
- 2) 勤務地が東京圏、大阪圏及び名古屋圏以外であること。
- 3) 週20時間以上の無期雇用契約での就業で、申請時において3ヶ月以上在職し、補助金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- 4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

【就業に関する要件（人材確保困難職種への就業の場合）】

- 1) 農林漁業職（農業漁業就職応援サイト）、保健師・助産師・看護師・准看護師（eナースセンターで福岡県を登録）、保育士（福岡県保育士就業マッチングサイト）、介護職（福岡県福祉人材センター）の人材確保困難職種のマッチングサイト等を通しての就業者
- 2) 3親等以内の親族が代表者等、経営を担う職務を務める法人への就業でないこと。
- 3) 週20時間以上の無期雇用契約での就業で、申請時において3ヶ月以上在職し、補助金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- 4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

【就業に関する要件（自営での農林業への就業の場合）】

- 1) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）、中山間地域活力創出推進事業、経営体育成総合支援事業のいずれかの人材確保支援策を活用している者
- 2) 補助金申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

【就業に関する要件（人材育成事業の活用による就業の場合）】

- 1) 人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。
- 2) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。
- 4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【就業に関する要件（テレワークを活用した移住の場合）】

○一般の場合

- 1) 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合で、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う者
- 2) 地方創生テレワーク交付金と活用した取組の中で、地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）の支給を受けた、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

○福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合

- 1) 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。
- 2) 上記アに示す取組を実施した企業・団体等に現に所属している従業員又は役員であること。
- 3) 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 4) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

【就業に関する要件（起業等の場合）】

- 1) 1年以内に県が実施する企業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者

2. 補助金の額

- 1) 世帯（夫婦等複数の世帯員と一緒に移住）の申請の場合は100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算）
- 2) 単身の申請の場合は60万円

3. 認定申請期間と申請先

【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日の役場開庁時間中

【受付場所】 桂川町役場企画財政課企画広報係（電話：0948-65-1085）

4. 奨励金等交付申請手続き

【必要書類】

- 1) 桂川町移住就業支援補助金交付申請書
- 2) 移住先での就業先の就業証明書
- 3) 1. 補助金の交付要件各就業申請タイプ毎の要件を満たすことを証する書類